利益の処分に関する書類（案）

（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			31,307,999
当期総利益		31,307,999	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		3,548,631	
国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究振興・組織運営改善積立金	27,759,368	27,759,368	31,307,999

国立大学法人等業務実施コスト計算書

（平成23年４月１日～平成24年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
業務費	5,053,905,098		
一般管理費	134,810,333		
財務費用	3,942,040		
臨時損失	368,602	5,193,026,073	
⑵　（控除）自己収入等			
授業料収益	△ 906,808,820		
入学料収益	△ 152,966,300		
検定料収益	△ 35,619,600		
受託研究等収益	△ 1,580,000		
受託事業等収益	△ 8,664,558		
寄附金収益	△ 124,166,281		
資産見返運営費交付金等戻入（授業料分）	△ 33,995,077		
資産見返寄附金戻入	△ 9,974,465		
財務収益	△ 1,479,006		
財産貸付料収入	△ 32,530,403		
講習料収入	△ 1,872,100		
教員免許状更新講習料収入	△ 9,438,000		
手数料収入	△ 724,500		
物品等売払収入	△ 498,220		
その他の雑益	△ 7,325,765		
臨時利益	△ 368,598	△ 1,328,011,693	
業務費用合計			3,865,014,380
Ⅱ　損益外減価償却相当額			569,622,850
Ⅲ　損益外減損損失相当額			—
Ⅳ　損益外利息費用相当額			△ 384,726
Ⅴ　損益外除売却差額相当額			1,447,667
Ⅵ　引当外賞与増加見積額			△ 3,077,415
Ⅶ　引当外退職給付増加見積額			27,119,789
Ⅷ　機会費用			
国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	7,217,983		
政府出資の機会費用	344,777,174		351,995,157
Ⅸ　（控除）国庫納付額			—
Ⅹ　国立大学法人等業務実施コスト			4,811,737,702

注　記　事　項

当事業年度より、国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書の改訂について」（国立大学法人会計基準検討会議平成24年１月25日）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成24年３月30日最終改訂））を適用して財務諸表を作成している。

Ⅰ．重要な会計方針

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用している。なお、退職一時金については費用進行基準を、また、「特別経費」「特殊要因経費」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い、業務達成基準あるいは費用進行基準を採用している。また、国立大学法人京都教育大学運営費交付金等取扱要領に基づき学長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産　定額法

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数で減価償却している。

建物	３～47年
構築物	３～60年
車両運搬具	５～６年
工具、器具及び備品	３～15年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除却費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。